

i 道路の健全な通行について**◆道路上にはみ出している樹木の伐採のお願い**

道路上に鉢植えなどが置かれている箇所や私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出して、歩行者や自転車および自動車などの通行の支障となっている箇所があります。

歩行者や通行車両の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐために土地所有者による事前の伐採および危険物の撤去などの対応をお願いします。また、建築限界を守り、はみ出している樹木の伐採や鉢植えなどの移動にご協力をお願いします。

◆枯れ木の伐採のお願い

道路に隣接している私有地の山林などから枯れた樹木が倒壊し、道路に危険な状況をおよぼすと予測される場合にも伐採などの適切な管理をお願いします。

◆建築限界

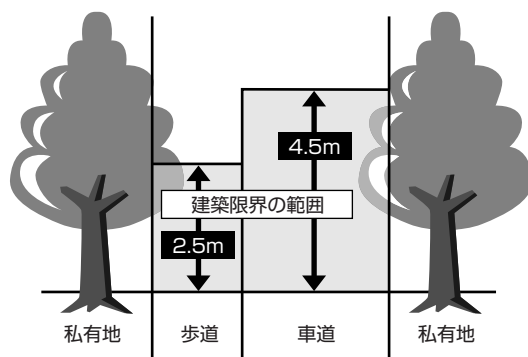
道路法第30条および道路構造令第12条では道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に、通行の障害になる物（樹木・看板など）は置いてはならないと規定されています。

◆ご注意

私有地生垣・庭木・法面からの倒木や落石、道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の歩行者や車両などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。

＊道路交通に支障となるような状態が認められる場合は、道路管理者（町）において剪定または伐採し、道路の交通安全確保を行いますのでご理解をお願いします。

○お問い合わせ 本庁 まちづくり課 土木係 ☎43-2115
佐賀支所 建設課 土木係 ☎55-3700

**i 家屋を取り壊したときは「家屋滅失届」の提出をお願いします**

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、「家屋滅失届」の提出が必要です。取り壊した年の年末までに手続きをしてください。

※固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）現在の状況で賦課されます。そのため手続きが終われば、家屋を取り壊した年の翌年度から課税されなくなります。取り壊しを行った年度についてはそのまま課税となりますので、ご了承ください。

1. 登記されている家屋を取り壊した場合

法務局で建物滅失登記の申請をしてください。（滅失登記が完了すると法務局から登記された旨が役場に通知されますので、役場での申請は必要ありません）

滅失登記の申請が12月末日までに間に合わない場合は、役場に家屋滅失届の提出をお願いします。

2. 登記されていない家屋を取り壊した場合

役場に家屋滅失届の申請を行ってください。

役場は、申請を受けた家屋滅失届に基づき住民課資産税係職員が現地確認を行い、翌年度の課税対象から除かせていただきます。

※住宅の滅失の場合、土地の課税にかかる特例が外れ、税額が上がる場合もあります。

○提出・お問い合わせ 本庁 住民課 資産税係 ☎43-2816
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113

i 楽しみいっぱい 2024上川口マルシェ

小学校の子どもたちが地域を盛り上げようと頑張っており取り組んでいます。ぜひおいでください。

◆日時 11月30日（土） 午前11時～午後1時30分 ◆場所 上川口小学校 校庭

○お問い合わせ 上川口小学校 ☎44-1127